

宮古島市高齢者支援課介護からのお知らせ

平成 29 年 6 月 21 日

ケアマネ連絡会周知資料

■介護認定係

●区分変更申請について

- ① 区分変更申請とは、介護保険法では、「心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由」を記載し申請しなければならない。
介護保険法施行令規則第 55 条の 2 に規定されております。

受理できない「変更申請の理由」記載例 → 状態の著しい変化（または、悪化）など

- ② 区分変更申請で審査会において却下となる件が多くなっておりますのでご留意願います。

却下例 → 被保険者から認定された介護以上の介護を求められ、被保険者の要求を満たすための区分変更申請。

被保険者の状態に変化があり介護内容にも変化があったが、介護の手間の増加はなかった。

●調査場所について

調査場所は、原則として日頃の状況が把握できる場所をお願いします。

入院中で退院後在家介護に戻られる場合は、ご自宅での調査をお願いします。

一時的な入院場所ではなく、定住場所での調査の提言が以前より沖縄県からなされております。

■生活支援係

- 平成 29 年度から「緊急通報システム事業」が廃止になりました。

■介護給付係

- ① 理由書（通院等乗降介助や福祉用具貸与など）の提出について
サービスの必要な理由をケアプランに明記すること。

プランへの位置づけ、会議録の内容等に必要性が不十分な場合、算定できないこともありますので、介護報酬の解釈（青本）などを再確認してください。

また、福祉用具貸与では、主治医への聞き取り内容も明確にすること。

- ② 大神島在住者のデイサービス送迎減算について

デイサービスの送迎は原則自宅までとなっていますが、大神島在住者に限り島尻港までの送迎については送迎減算しなくて良い。ただし、利用者が安全な移動が行えるようケアマネージャーは関係各所と連携しケアプランに位置づけること。（送迎減算を用いるサービスに限る）

- ③ 居宅サービス届出について

変更年月日は必ず明記すること。（請求に関連する大事な日付です）

- ④ 請求について

国保連への請求時には、利用者の負担割合や給付制限の有無など再確認すること。

- ⑤ 過誤申立について

5月2日付けで新しい過誤申立書の様式をホームページに掲載します。記入例や申立事由コード表もありますのでダウンロードしてご活用ください。

また、提出の際には給付費明細書の添付も忘れないようご注意ください。

- ⑥ 高額介護（予防）サービス費の見直しについて

平成29年8月1日より、高額介護（予防）サービス費の負担上限額が変更となります。

制度の把握、利用者への周知をお願いします。

※厚生労働省リーフレットあり

- ⑦ 障害福祉サービスとの併用について

65歳以上は基本的に介護保険優先となります。併用を検討する際にはサービスの必要量について自立支援に資するものとなるよう十分に考慮してください。

平成29年
8月から

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基礎)が 変わります

Q 高額介護サービス費とは?

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成28年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)*
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	<u>44,400円(世帯)(見直し)</u> ※ 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)*
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

* 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるの?

A 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)



厚生労働省

該当するか
チェックしよう

Step1

同じ世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているか。

・いる場合 37,200 円(月額) → 44,400 円(月額)

※ 現役並み所得者世帯は従来から 44,400 円

→ Step2へ

Step2

①と②の両方に該当するか。(※8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)

・該当する場合 → 年間の上限 446,400 円 (37,200 × 12 ヶ月) を適用【新設】

① 同じ世帯の全ての 65 歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が 1 割

② 世帯が現役並み所得者世帯*に該当しない

* 同じ世帯に 65 歳以上で課税所得 145 万円以上の方がおり、同じ世帯の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円以上(単身の場合は 383 万円以上)である場合。

利用者負担割合の基準

・ 1 割負担となる方は、下記の 2 割負担となる方以外の方です。

・ 2 割負担となる方は、次の①から④の全に該当する方です。

- ① 65 歳以上の方
- ② 市区町村民税を課税されている方
- ③ ご本人の合計所得金額^(※1)が 160 万円以上の方(年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)
- ④ 同じ世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」^(※2)が 1 人で 280 万円以上の方、65 歳以上の方が 2 人以上の世帯で 346 万円以上の方

^{※1} 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

^{※2} 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

ご自身の負担割合については、負担割合証を確認するか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈高額介護サービス費の見直し後の適用例〉

- ・市区町村民税が課税されている
- ・2 割負担

A
世帯



*現役並み所得相当の方ではない場合

- ・市区町村民税が課税されていない
- ・1 割負担

B
世帯



- ・市区町村民税が課税されている
- ・1 割負担

- ・市区町村民税が課税されていない
- ・1 割負担

C
世帯



45 歳・息子
※40 歳～64 歳は 1 割負担

	平成 29 年	7 月	8 月
月々の上限	37,200 円	→ 44,400 円	
年間の上限	なし	なし	

	月々の上限	37,200 円	→ 44,400 円
年間の上限	なし	446,400 円	(新設)

	月々の上限	37,200 円	→ 44,400 円
年間の上限	なし	446,400 円	(新設)



厚生労働省

こんなお悩みありませんか？

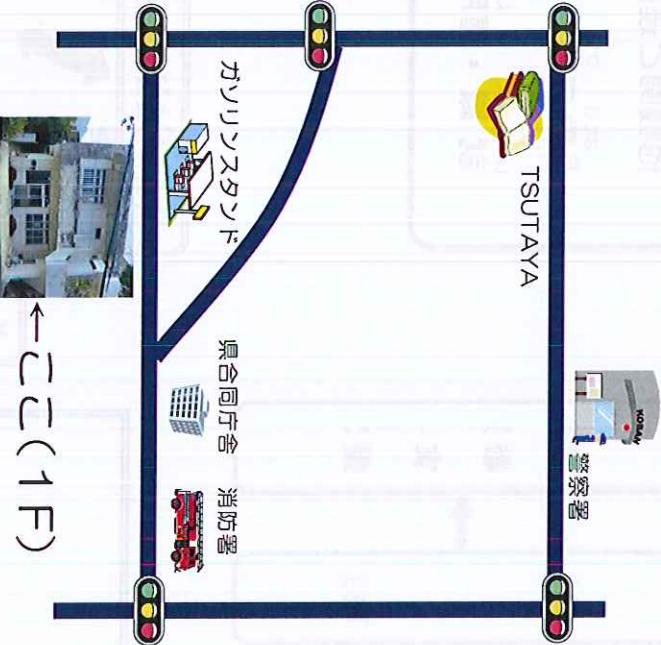
○働きたいけど、どうしていいか
わからない

●○働くときに、支援してほしい
はたら
わからない

○雇いたいが、どうしていいか
わからぬ
やど
わからない

○雇っているが、支援が必要だ
やど
支援が必要だ
しえん
ひつよう

など、ご相談ください



*ガソリンスタンド向かいです

〒906-0013
郵便番号

沖縄県宮古島市
平良字下里1202-8 1階
住所

T E L: 0980-79-0451
F A X: 0980-75-3450

E メール: nakamutu_miyako@woody.ocn.ne.jp

利用時間
午前9時～午後5時

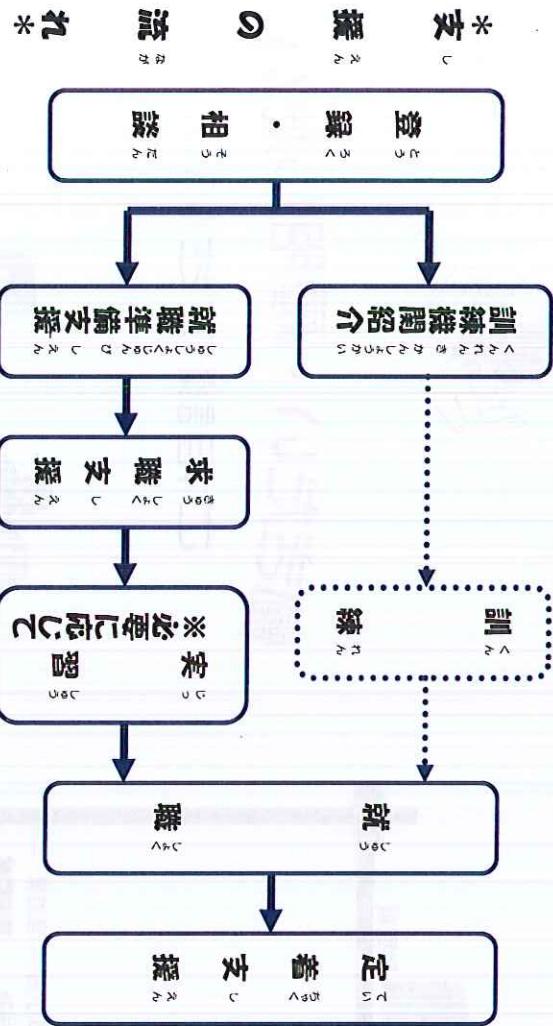
(土・日・祝祭日はお休みです。)

費用の負担はありません

対象者
みたいしょうしゃ
* 宮古島域（宮古島市・多良間村）にお住ま
いでの障がいのある方
* 事業所（既に雇用している又は雇用を
検討したい等）

社会福祉法人 みやこ福祉会
しょうがいふくしほうじん
みやこ 福祉会
ふくしき
障害者就業・生活支援センター
せいかつしえん

みやこ



支援内容 《対象者支援・事業所支援・家族支援》

- * 相談支援・・・今後の支援の進め方と一緒に考えて行きます
 - * 職場開拓支援・・・やりたい仕事・出来そうな仕事を一緒に探します
 - * 実習支援・・・必要に応じて、企業での実習が出来ます
 - * 雇用受入相談・・・雇用にあたり受け入れ時の配慮点や雇用形態について相談します
 - * 作業指導支援・・・本人に合った指導の方法等のアドバイスをします
 - * 家族支援・・・仕事をするに当たっての生活面の支援の協力方法を一緒に考えます
 - * 連携支援・・・他機関と連携し支援をすすめています
- (右図参照)

